

市廃審 第30-001号
平成30年8月22日

市川市長 村越 祐民 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第86回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会議録》

- 〔会議名称〕 第 86 回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- 〔開催日時〕 平成 30 年 7 月 20 日（金）10 時 15 分～11 時 20 分
- 〔開催場所〕 市川市役所 市川南仮設庁舎 2 階 会議室
- 〔出席委員〕 三橋規宏会長、松本定子副会長、久保川隆志委員、川口美彦委員、大石恭子委員、岩田元一委員、大川敏彰委員、原木一正委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、鎌形篤子委員、大野晃志委員、藤城博樹委員、宮方英二委員（以上 14 名）
- 〔事務局等〕 (1)清掃部
(2)循環型社会推進課 佐久間課長、河崎主幹、峠越主幹、田中、佐々木、岡、今井、菅谷
(3)清掃事業課 富川主幹、長塚
(4)清掃施設計画課 阪田課長
(5)クリーンセンター 田米開所長、椎名副参事
- 〔傍聴者〕 無し
- 〔会議次第〕 (1)委嘱辞令交付式
(2)開会
(3)議題「会長及び副会長の選任について」
(4)報告
① 平成 29 年度のごみ排出量等の実績について
② 市川市災害廃棄物処理計画への改定について
③ 市川市衛生処理場の運営委託について
④ その他
(5)閉会
- 〔配布資料〕 資料 1 平成 29 年度のごみ排出量等の実績について
資料 2 震災廃棄物処理計画から災害廃棄物処理計画への改定について
資料 3 市川市衛生処理場の運営委託について
- 〔会議概要〕 会長及び副会長の選任を行った後、配布した資料に基づき、事務局から報告を行い、これに対して各委員が意見や感想を申し述べる形式で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【開 会】 午前 10 時 15 分

佐久間課長：本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

改めまして循環型社会推進課長の佐久間でございます。

着座にて失礼いたします。

はじめに、本日の審議会の進行についてですが、今回の審議会の会議では、改めて、会長及び副会長を選任する必要があります。

会長を選任するまでの仮議長として、私が進行を務めさせていただきたいと存じますが、皆さま、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただ今より「第 86 回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開会いたします。

本日の会議には、委員 15 名の方の半数以上が出席されており、本審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしておりますので、本会議は成立いたします。

なお、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承ください。

傍聴者がいましたら入室をお願いします。

菅 谷：傍聴人はおりません。

佐久間課長：傍聴人はなしということです。

【議題】「会長及び副会長の選任について」

それでは、議題 1「会長及び副会長の選任」に進みます。

会長及び副会長につきましては、本審議会規則第 2 条において、「委員の中から互選する」こととなっております。

はじめに、会長を選任したいと存じます。

委員の皆さまから、立候補、若しくはご推薦がございましたらお願いいたします。

原木委員：今までの実績を踏まえまして、三橋委員がよろしいのではないかと思います。

よろしく申し上げます。

佐久間課長：他にございませんでしょうか。

無いようですので、「三橋規宏（みつはしただひろ）委員」に会長をお願いしたいと存じますが、皆さまよろしいでしょうか。

— 委員一同、拍手 —

佐久間課長：三橋委員、よろしいでしょうか。

三橋委員：はい。

佐久間課長：それでは会長に、三橋委員を選任することに決まりました。
恐れ入りますが、三橋会長には会長席への移動をお願いします。

— 三橋会長、会長席へ移動 —

佐久間課長：ではここで、三橋会長より、ご挨拶を頂戴したいと思います。
よろしく願いいたします。

三橋会長：引き続き、当審議会の会長をやらせていただきます。
いま、色々な問題が起こっています。
温暖化の問題が本日の酷暑を招いていることは明らかです。
日本を全体的にみると、日本の環境政策は実は、環境後進国に近い状態に今やなってしまうています。
温暖化対策、受動喫煙防止対策、海洋汚染で今問題になっているマイクロプラスチック対策などがその典型です。
6月にカナダで開かれたG7において、プラスチックのリサイクルなどの数値目標や行動を促す「海洋プラスチック憲章」をまとめました。
欧州やカナダは署名しましたが、日本とアメリカだけが対策に消極的で、署名をしませんでした。
そういうことで、今や先進国の中で、日本及びアメリカが環境後進国になってしまうという情けない状態であります。
そんな中で、地方自治体は様々な試みに挑戦しておりまして、成果をあげているようです。
市川市のごみ減量審議会も、そういう意味では、これまで色々な問題に対して、具体的に対応してきて、今日に至っています。
ということで、引き続き、委員の皆さんが自信をお持ちになって、市川市の循環型社会形成のためにどうしたらいいかということに対して、草の根とい

いますか、足元から様々な提案をして実行をしていただければというふうに希望しております。

これから、よろしく願い申し上げます。

佐久間課長：ありがとうございました。

これ以降の議事進行は、当審議会規則第 3 条の規定に基づき、三橋会長に議長をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

三橋会長：それでは、副会長の選任です。

もし、副会長を立候補なさりたい方がおれば、手を挙げてください。

もしおられないようでしたら、私の方から決めさせていただきたいと思えます。

これまでの審議会で私の補佐をやっていただいた松本委員に副会長をやっていただければと思えます。

みなさん、いかがでしょうか。

— 委員一同、拍手 —

三橋会長：それでは、松本委員は副会長の席へお移りください。

— 松本副会長、副会長席へ移動 —

三橋会長：それでは、改めて副会長を務めていただきます。

ひとこと挨拶をお願いします。

松本委員：おはようございます。

もう 15 年ほどになるかと思いますが、ごみ問題一筋にやってまいりました。この度は、新市長、今日は欠席ですが、公約に、収集回数を 2 回から 3 回に戻すとありました。

色々お話したいことがありましたが、今日、市長は欠席でした。

収集回数 2 回を維持し、粛々と三橋会長の元でさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

三橋会長：審議会で色々煮詰めてきた課題、市長が変わったということで変わってしまうということは、好ましくないことです。

審議会での決定事項というものは、これからも続けていかななくてはならない。しかし、行政の長としての市長のメンツというものもおありでしょうから、そこを事務局が上手く対応していくということも、ひとつ行政の役割なので、なかなか難しい問題もあるけれど、よろしく願いいたします。

それでは今日は、この次第、予定がありますけれども、会議内容の一番大きな決定事項というのは、会長及び副会長の選任ということになっております。それ以降に、報告事項が3つあります。

問題点等、ご質問やご意見があれば聞いていただければと思います。

【報告①】（平成29年度のごみ排出量等の実績について：資料1）

それでは、平成29年度のごみ排出量等の実績について、事務局の方から報告をしていただきたいと思います。

よろしく願いします。

＜資料1 平成29年度のごみ排出量等の実績について＞

佐久間課長：平成29年度のごみ排出量等の実績について、ご報告いたします。

資料1をご覧ください。

（1 総排出量）

総排出量について説明します。

1ページ目をお願いいたします。

人口とごみ総排出量の推移です。

人口につきましては、平成29年度は平成28年度と比べて、約4,000人、0.8%の増加となりました。

一方、総排出量は、約2,200トン、約1.6%の減少となっております。

総排出量の内訳について、下の表でお示ししておりますが、ごみの収集量は全体的に減少傾向にあります。

なかでも、平成28年度から平成29年度にかけて、燃やすごみの収集量が約2,200t、約2.8%減っており、例年よりも大きく減少しております。

燃やすごみの収集回数を週3回から週2回へ変更した効果がでているものと考えております。

関連しまして、表の収集量のうち、資源物の内訳をご覧ください。

雑誌の収集量が、近年減少傾向にあったにも関わらず、昨年度は増加に転じています。

この雑誌には、いわゆる雑がみも含まれた量となっております。

平成 29 年度の家系ごみ質分析調査においては、資源物となる雑がみと雑誌が燃やすごみに混入している割合は、過去 5 年でもっとも低くなっており、燃やすごみの収集回数変更や、雑がみの収集についての周知啓発の効果があったものと考えております。

次に、ダンボールについてでございます。

ダンボールは約 50 t、約 1.4%の増加となっております、これは、通信販売が普及し、配達時に使用されたダンボールの増加が要因として考えられます。

また、布類の収集量が約 40%増えております。

（2 1人1日あたり排出量）

続いて、2 ページをお願いいたします。

2 ページから 4 ページには、基本計画で定めております、数値目標に関する推移を示しております。

資源物を含めた、1 人 1 日あたりの排出量につきましては、770 グラムとなりました。

基準年である平成 25 年度から 76 グラム減少しており、前年度との比較では 18 グラムの減となっております。

下のグラフにある、家庭ごみの収集量の内訳を見ますと、資源物の収集量も減少しておりますが、1 人 1 日あたり家庭ごみ収集量は、平成 28 年度から 29 年度にかけて 19 グラム減少しております。

（3 資源化率）

3 ページをお願いいたします。

資源化率につきましては、17.7%となっております。

基準年との比較では 2.4 ポイントの減少となっておりますが、前年度との比較では 0.2 ポイントの増となりました。

今後、分別を徹底することに加えまして、将来的には、焼却灰の再資源化の拡大を図っていくことも必要と考えております。

（4 焼却処理量）

次に、焼却処理量につきましては、115,690 トンとなっております。基準年との比較では 2,525 トンの減となっており、ごみ焼却処理量での比較では、約 5,000 トンの減となっております。

前年度との焼却処理量の比較では、2,162 トンの減となっております。

目標の達成には、ごみ減量・分別の徹底を図っていくことが必要といえます。

(5 最終処分量等の推移)

4 ページをお願いいたします。

最終処分量につきましては、14,483 トンと基準年との比較では 2,284 トンの増となっています。

これは、焼却灰の再資源化量が減ったために増となったものです。

焼却灰の再資源化量を含めた比較では、763 トンの減となっております。

平成 28 年度との比較では、289 トンの減となりました。

目標値の達成には、焼却灰の再資源化を進めることやごみ減量・資源化のペースを上げることが必要であると考えております。

(6 ごみの組成調査結果)

5 ページをお願いします。

平成 29 年度のごみの組成分析の調査結果です。

組成分析調査は、収集車でクリーンセンターへ搬入されたごみの組成を調査し、廃棄物処理政策の基礎資料を得ることを目的としています。

上の表は、燃やすごみの組成割合のほとんどを占めている、生ごみ・紙類・プラスチック類の組成割合を示しています。

重量ベースでの組成割合が 36.8%と最も大きい生ごみは、含水量が多く、排出量の削減や燃焼効率の確保等の観点から、排出前の水切り対策が求められています。

以下、紙類 34.8%、プラスチック類 13.6%となっております。

下の円グラフは、家庭から出る燃やすごみのうち、分ければ資源となるものの割合を示しています。

依然として、分ければ資源となるものが約 3 割含まれていることがわかります。

ごみの発生抑制に加えて、一層の分別の促進が必要となっております。

平成 29 年度のごみ排出量等の実績についての報告は以上でございます。

【報告①についての質疑応答】

三橋会長：今、29 年度のごみの排出量について説明していただきました。

それで、事務局としては 29 年度の実績について、いかがお考えですか。

まずまずだったと考えていますか。

あるいは、もう一步努力が必要だったと考えていますか。

全体的に、29 年度のごみ排出量について、どう評価しているかまず意見をお聞かせください。

佐久間課長：まず、燃やすごみの収集回数を3回から2回にしたことの効果について、先ほど申し上げたように約2,200トン減っています。

これは、他の施策をやらない通常の場合よりも多いものと考えております。なので、収集回数の見直しという大きな改革ではありましたが、その効果がでているので、まずは良い結果が出たものと考えています。

三橋会長：それでは、委員の皆さま、平成29年度のごみ排出量等の説明について、ご質問なり、数字の見方なり、ご意見などがあればお聞かせください。なんでも結構です。

久保川委員：市議会議員の久保川隆志と申します。

燃やすごみの収集回数を3回から2回へ減らすことによって、ある程度の効果があったことは、認識しております。

その上で、今後の平成36年度に向けた目標値に対して、聞かせていただきます。

例えば、1人当たりの排出量について、こちらに関しては、ほぼ目標値に向けてごみが減っているのかなと評価いたしますが、さらにこの、まだ1年ちょっとしか経っていない状況なので、これが徐々に、1人1日あたり760グラムという数字に近づいていくと思っております。

この3ページの資源化率、こちらにおいては、今17.7%という速報値に対して、その4年前については20.1%、これを36年度に関しては27%だということに対して、実際の資源化率は下がっていくんですが、これに対して、10%強の目標値というのはどうすれば達成できるのか。

今徐々に分別もされてきて、集団資源回収も地域によっては進んできているわけですが、この地域の集団資源回収の数値というのはここに含まれていないのですか。

もし含まれていた場合に、その辺を合わせて資源化率の27%に向けた数値に近づくものなのかどうか。

そういったことも含めて、一番言いたいのは、この資源化率というのは、分別の意識と合わせて、地域がどのようにごみの減量に取り組んでいるのかというのが大事だと思うのですが、その辺の状況を教えてください。

最後4ページですが、一番の課題。

ごみの収集回数を2回から3回にするというのは、市には最終処分場がないゆえ、東北にこの受入を引き受けていただいておりますが、7,200トンが目標値、平成29年度の半分が目標となっております。

この辺の見解については、どのような形で、さきほどの資源化率と同様、分別

して資源化すれば、間違いなくこの数値に近づくのか、半減できるのかということを含めて教えてください。

一番最初の問いは、この最終処分量、市の負担となって、税金を費やしている部分でもありますので、その辺の見解について、併せて聞きたいと思います。

佐久間課長：まず、資源化率のところから説明します。

資源化率が基準年から進捗していない原因としては、分別が進んでいないことにあります。

ごみ組成調査の中で、まだ3割くらい資源物が入っているということが1つあります。

分別が進んでいないことに加えて、焼却灰の資源化も進んでいないということが原因と考えられます。

また他に、容器包装の軽量化であるとか、情報通信の発達によって、雑誌等の収集量が減少していること。

また、市が資源化に関与しないような形で資源回収が進んでいるということも考えられます。

2つ目としましては、集団資源回収につきましては、この17.7%の中に含まれております。

田米開所長：最終処分の関係について説明します。

現在、埋め立てていますが、例えば、路盤材等にして資源化して再利用するというごまございます。

そういった方法で今後は再利用を増やしていき、目標に向かって進めていきたいと思っております。

三橋会長：よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

川口委員：鬼高の川口です。

初めてですので、本当に基本的なことを聞かせていただいてよろしいですか。今まで出てきている話なのかもしれませんが、燃やすごみの収集回数が3回から2回に変わって、ごみの量が減るとというのが、自分としては、人件費、コスト的なことは当然わかりますけれども、ごみの量というのはどうして減るのかと疑問に思います。

自分が市民だとして考えた場合に、3回から2回にしたときに、果たしてうちのごみは減っているんだろうかと思うものです。

それが資源に回っているというのがピンとこなかったものですので。
どうして収集回数を3回から2回に変えるとごみが減るんですか。

佐久間課長：お答えします。

まず、ごみの出す回数が減ることによって、家の中になるべくごみを溜めたくないという気持ちが働くので、ごみを減らす方向に考えが変わるだろうと考えています。

紙おむつだとか臭いの元になるので、なるべくごみを減らす生活に変わるということなんです。

それと、可燃以外の、資源物、ビンやカン、紙類で出して、なるべくごみの総量を減らそうという考えに変わるだろうということで、ごみの収集回数を3回から2回へ変わると理論的にはごみが減るということになっています。

川口委員：自分の意識が無いんだと思うんですけども、自分の家庭で、じゃあそれでごみを3回から減らしているから、という意識があまり無かったものですから、ごみを溜めておかないという意識であれば、結局溜めないでどこかで出しているわけですよね。

実際減っているのだから、効果はあるのでしょうかけれども、いまいちそこがピンとこなかったの、質問させていただきました。

三橋会長：どうですか。

追加的に何か言うことはございませんか。

佐久間課長：同じ説明になってしまい申し訳ありませんが、ごみの排出機会が減ることによって、ごみを減らそうという意識が働くということで、他の自治体でも、収集回数を削減していて、市川市でもそれを取り入れました。

実際に結果としてそれは出ていて、なんでそうなのかというご質問ですが、収集回数の削減という機会に、お家のごみについて考えいただくということで、減っていくと考えております。

要はごみに意識が向くということだと考えています。

三橋会長：収集の回数が減ることで、ごみの量がなぜ減るのかという疑問は、普通の市民の皆さんもお持ちだと思います。

収集回数が減ると、こういう理由でごみの量が減るのだということを丁寧に説明するようにしてください。

他の自治体でも同様の結果になっていることなども例に挙げて説明するとよ

いでしょう。

佐久間課長：わかりました。

三橋会長：他に何かありませんか。

岩田委員：数字の見方を教えていただきたいです。

5 ページの上の折れ線グラフです。

ここに書いてあるプラスチックや紙の中には、下の円グラフでいうところの、本来分別すれば入ってこないはずの、プラスチック製容器包装類であるとか、紙類、雑誌というそういうのは、含まれているということではないのでしょうか。それと、同じような質問ですけど、1 ページの、下の表にある燃やすごみの量というのは、この中には、さっき言った、本来分別すれば資源となるようなプラスチック製容器包装とかが入った量で、ここのプラ容器という数字とはまた別なのか、伺ってもよろしいでしょうか。

佐久間課長：おっしゃるとおりです。

5 ページの上の方に書いてある、プラスチック類 13.6%というのは、下の円グラフの中のプラスチック製容器包装 9.6%、ペットボトル 0.5%、その他プラスチック類 3.5%を足したものです。

それから、1 ページの総排出量の内訳の、燃やすごみ 74,889 トンというのは、分別されていない状態で燃やすごみとして入ってきたものの量なので、分別されたものは入っておりません。

岩田委員：ありがとうございます。

市川市の場合は、燃やすごみは、袋の外から中は見えるようになっていますか。プラスチックが燃やすごみに入っているなと思って、回収していただけるんですか。

佐久間課長：外から見える場合は、シールを貼って取り置きをしております。

ただ、中にはレジ袋に入れて出されてしまったり、見えないような、認知できないようなものについては、収集をしています。

三橋会長：それでは、この資料 1 の平成 29 年度のごみ排出量等の実績についてですが、以上で終わりにしたいと思います。

【報告②】（市川市災害廃棄物処理計画への改定について：資料2）

次に、震災廃棄物の処理計画から災害廃棄物処理計画への改定について、説明してください。

＜資料2 震災廃棄物処理計画から災害廃棄物処理計画への改定について＞

佐久間課長：それでは、市川市災害廃棄物処理計画の改定について、ご説明します。
まず、資料2の1ページをご覧ください。

（震災廃棄物処理計画から災害廃棄物処理計画への改定について）

項目1で、市川市災害廃棄物処理計画とはそもそも何かについて、ご説明いたします。

この計画は、市川市の災害時の基本計画にある地域防災計画を補い、想定される災害に対する事前の役割分担や発生するごみの処理方針等が記載されたものです。

本市は、平成24年3月に、主に地震を想定した震災廃棄物処理計画を策定しております。

その後、環境省が水害を含めた災害全般を想定したガイドラインを策定し、千葉県においても県としての災害廃棄物処理計画を新たに策定しております。

本市においても、最新の情勢等を踏まえた計画の改定が求められています。以上をもちまして、本市においては、今年の秋頃までを目途に改定を行うために、現在、関係部署と調整を行っております。

なお、この計画は被災予測に基づく基本的なことを記載した内容が書かれており、詳細につきましては、大規模な災害が生じた時に、実際に発生したごみ量に基づき、実行計画を別途策定することになります。

次に、項目2の市川市災害廃棄物処理計画の主な記載内容と改善点についてご説明いたします。

この計画は3章構成となっております。第1章では改定の背景と目的、市川市・千葉県・国等の各主体の役割、想定する災害や対象とする廃棄物、その撤去・収集運搬・分別・処理等の各業務について、記載しております。本市では、主に想定する災害として、市川市地域防災計画に合わせた東京湾北部地震を想定しております。

地震の規模はマグニチュード7.3、市内の最大震度は震度6強を想定しています。

第2章では、災害廃棄物処理にあたっての基本方針や、被害の軽減を目的とした発災前の対策や、発災後の応急対応や復旧・復興等の対策、市の組

織体制などを記載しております。

最後に第3章では、一般廃棄物処理施設の概要として、現在と次期のクリーンセンターや衛生処理場の概要や、災害時に発生する壊れた建物、避難所ごみ、し尿等の処理方針をそれぞれ記載しております。

次に、同じく項目2で、改定にあたっての主な変更点についてご説明いたします。

主な変更点といたしましては、

- ・国の指針などの反映
- ・水害廃棄物に対する対策を追加

これは、平成27年度に茨城県の常総市で発生した水害を踏まえて追加されていますが、先日も西日本豪雨が発生しており、水害に対する対策がとて重要なものとなっております。

他にも、

- ・災害用トイレの協力依頼事項等関係部署との役割についての再整理
- ・次期クリーンセンターの概要や災害時の施設の位置付け等の記載
- ・廃棄物発生量の再推計

になります。

また、この計画の実効性を担保するためには、計画の策定と並行して、検討していく課題がありますので、項目3でご説明いたします。

1点目として、仮置場候補地の確保でございます。

参考資料に具体的な数値は記載しておりますが、災害時には、損壊した家屋を中心に、年間出るごみ量の約13倍にあたる約182万トンが最大で発生すると想定されます。

また、災害時にはごみを一度には処理できないため、一時的にごみを仮置くための場所が最大で約50ヘクタール必要と推計されています。

面積の狭い本市では非常に大きな課題となりますが、少しでも想定に近づけるための検討が必要と考えております。

最後に、民間産廃施設との協力になります。

災害時には、クリーンセンターが被災することも想定されますので、広域的な協力もさることながら、民間施設との協力も必要になってまいります。これらの課題については、今後、関係者と協議したいと考えております。

(災害時におけるごみのイメージ(震災廃棄物))

2ページをお願いします。

災害時におけるごみのイメージについてご説明いたします。

まず、地震に伴い発生する廃棄物になります。

この写真は、平成 28 年に発生した熊本地震の様子を引用したものになります。

左から、市街地におけるごみの集積所の様子や、崩れた家屋のイメージになります。

仮置場につきましては、資料の右側となりますが、中央の画像が全体的なイメージとなり、周りの 4 つの画像が震災時に発生すると考えられる廃棄物の代表的な品目です。

また、災害時に発生する廃棄物につきましては、普段、市で処分できないものもたくさんあります。

災害時には、発生するごみは一般廃棄物として扱われるため、市に処理責任が発生してまいります。

そのため、広域的な処理に加えて、民間処理施設との協力も必要となってきます。

なお、震災時におけるごみは、片付けごみと呼ばれる家庭内で壊れたり・使えなくなったごみがまずは発生し、発災 3 ヶ月頃から、損壊した家屋を撤去した際に発生する廃棄物が増えることとなります。

国の指針や他市の事例からも、処理期間は 3 年を目途に終えるよう進めてまいります。スムーズな廃棄物処理が進むことで、仮置く必要のあるごみ量も場所も処理期間も減っていくものと考えております。

（災害時におけるごみのイメージ（水害廃棄物））

3 ページをお願いいたします。

水害時に発生した廃棄物についてになります。

これは、平成 29 年に発生した九州北部豪雨の様子を引用したのものになります。

水害廃棄物は、震災時とは異なった特徴があり、水分を含んだ可燃物、畳、流木、木くず、廃家電などが発生してまいります。

水分を含んでいるため、見かけ以上に重量があるほか、夏場に長期間放置しておくことで発火の恐れも出てくるため、優先順位を付けた処理が必要となってまいります。

また、震災時と異なり、水が引いた後に一斉に片づけるごみが出される傾向があります。

地震の際に発生する廃棄物との違いにつきましては、右下の表にまとめております。

(災害時におけるごみのイメージ(し尿))

では、4ページをお願いいたします。

し尿処理についてです。

災害が発生すると、上下水道の被災によって、家庭のトイレが使えなくなることとも想定され、災害用トイレの必要性が高まってまいります。

上の表は、災害時に想定されるし尿の収集必要量となりますが、地震発生直後は平常時の約35倍の収集が必要となり、地震発生後長期化後の約1ヶ月後においても、通常の10倍の収集が必要となると想定されます。

下の表は、防災部門からの資料を引用したものになりますが、これまでは一番右のBOX型の仮設トイレを中心に対応するとしていましたが、現在は、表にあるように、多様な種類の災害用トイレを時系列ごとに組み合わせて対応する考えに変わってきております。

また、市民の皆さまにも、携帯トイレなどの備蓄を日頃から行っていただくよう啓発し、災害時に備えていくこととなります。

資料2の説明は以上となります。

【報告②についての質疑応答】

三橋会長：はい。

ただいまの説明について、何かご意見なりご感想なりありませんか。

大川委員：ご説明ありがとうございます。

もう既に検討されていると思うのですが、この間連続して発生している災害の中で、仮置き場の運営というのは結構混合性が高くて、分別の種類とか、あらかじめどれだけの分別にするのか。

環境省は12分別、熊本は14分別くらいにしていると思うのですが。

今回の平成30年7月豪雨では、完全に生ごみも含めた混合状態になっています。

そこをどう分別するかということ、生ごみをどう別にするのかということは、今後決めた方がいいと思います。

また、一般的に、災害廃棄物の処理以外にも、具体的な災害対策の本筋の業務、爆発的に業務が増えるので、おそらく収集計画について追いつかない可能性があるのが1つと、仮置き場の運営管理の中で、火災発生の予防や、具体的な分別指導などの、職員体制、例えば建築系の職員を入れてもらうことや、消防系から応援をもらうこと、そういった職員体制、組織体制をもっと考えるべきなのではないのかと思います。

あともう1つ、これは残念な話なのですが、便乗ごみばかり目立つ。

相当大量に出ます。

特に家電系です。

そこに対する啓発と、あとはボランティアさんに対する、育成的な視点を取り入れていかないと、結構きついです。

意味のない計画になりかねないので、それはもう残念ながら発生しているこの間の熊本とか九州北部とか、今回の豪雨も参考にしながら、進めていただければ助かります。

佐久間課長：ありがとうございます。

新聞でも報道されていますけれども、分別されなくて被災者の方が困っているということも把握しております。

ただ、今回の計画については、基本計画なので実際は、発災した後のごみの量によって、どうしていくか決めていきます。

分別もそうですけれど、仮置き場についても、正直申し上げまして、今現在仮置き場として、候補地、こういうところがありますというのは、すぐにご提示できないような状況です。

今後、この基本計画を作った後に、関係部署とやりとりをしまして、公表までいけるかどうかというのはあるのですが、大体目途としてどういう部分につくるか、そこでまず面積がわかってきますので、その後被災して出てくるものの量、また、分別をどうするかが決まります。

そういう計画になろうかと思えます。

ですので、今この基本計画の中では、どこまで分別するかということまでは決めてはいません。

この計画の中では、どういったごみが出ますというところが書かれています。仮置き場の中で、置けるスペースが確保できるかということが今後の検討課題になっていきます。

職員の応援体制ですが、これは基本計画の中で関係部署と協力してやるという流れになっていますので、その中で連絡を取り合いながら、発災したときに実行計画の中で、落とし込んでいくという形になります。

さらに、便乗ごみについては、これは日頃からの啓発が重要だと考えます。

市として、こうした災害廃棄物処理計画がありますということをお知らせすることで、便乗してごみを出さないようにしていただく。

災害ごみについては市が処理する、ということをお知らせする前からお知らせすることで、便乗ごみについては、出さないようにしていただくことが大事だと考えております。

川島次長：補足になりますが、この災害廃棄物処理基本計画をつくるにあたっては、環境省さんからの支援をいただきながら進めてきました。

計画策定では熊本での震災事例を教訓、D.Waste-Net を介してそういった分別の問題、それから、対応職員が不足する問題もあり、特に技術系の職員が足りない問題や災害補助の交付申請がダイレクトに係わってくることなど様々な問題について検討されました。

また、ボランティアの受援については、近隣市からの受援計画についても、かなり、重要だということで確認しております。

また、一次仮置き場のレイアウトというのは、この基本計画の中で示しておりますし、進入から退出までのコの字型のレイアウトでの基本案や、二次仮置き場におけるレイアウトについてのイメージ計画図は記載されております。

この度の西日本豪雨についても、もう既に D.Waste-Net を介して、大阪や熊本市の収集車が支援に行っていると聞いております。

そういった広域的な支援というのも、この計画の中では示しながら、策定しております。

岩田委員：広域的な協力ということで、今回の西日本の豪雨では、市川市役所の職員の方は行かれていますか。

佐久間課長：今のところまだ派遣はされておられません。

岩田委員：これまで近いところでいえば、常総、水海道とかは行かれましたか。

川島次長：直接支援という形ではないのですが、市の危機管理体制としては、常総市を視察させていただくなど、災害の状況を視察しています。

岩田委員：色んな制約とかお金の関係とかある中で、今までもご尽力いただいていると思いますが、テレビとか見ていて、ある市の職員が支援に来られていて、昔自分たちの災害のときに協力してくれて、お世話になったので恩返しで来ましたとか、そういう話をされているのを聞いたりします。

そういう話もありますし、そもそも、そんな人情的な話ではなくても、現場を実際に見ておくと、やはり違います。

紙の上で想定してやることと、見てみるのとでは違うと思うので、色んな考え方はあるんだろうと思いますけれど、もし行った方がいいというお考えが出たのであれば、現場をよく調査していただければと思います。

川島次長：環境省とこの計画策定段階での打合せの中では、やはり現地で災害廃棄物を扱う中では、全国都市清掃会議を通じて直営の各市町村の収集車が一番活動ができると言われています。

ですので、直営の職員が、まずそこに入って何をしたらいいのか、まず先に何をすべきかが解ることなので、広域の支援で役に立つことも含め、そういう機会があれば、駆け付けたいと思います。

三橋会長：もう一点。

これは、処理計画における改定ということ。

計画はもうできているんですか。

佐久間課長：今、案をつくっているところです。

三橋会長：案をつくっているわけですね。

やはりこの案ができたあとは、普通はこういう計画があると、実行計画みたいなものをつくるというのが、公的機関のルールですが、その辺のスケジュールはどうなっているんですか。

今、案をつくっているわけですね。

つくったあと、それはどこで承諾されるのですか。

そして、その後の実行計画というのは、どれくらいの期間でつくられるのか。

それについて、お聞かせください。

川島次長：この案ができて、また内部でも最終的な議論をした後に、パブリックコメントを8月くらいに予定しております。

このままスケジュール通り審議が進めば、8月位からパブリックコメントを行い、市民のご意見を頂きたいと思っています。

また、実行計画では、ある被害想定のもとに、ある一定程度の実行計画を作り、実際の災害廃棄物量が判明した後に、正式な実行計画をつくるという規定の基に作っていますが、他市の事例では、実行計画の策定に3ヶ月間掛かったということもあります。

速やかに実行計画ができるように、今後基本計画が出来た後に具体的に活動できるような実行計画をつくっていきます。

最終的には、基本計画に基づいた防災訓練等や職員による図上訓練等を行い、この基本計画が、実行性があるものとするようなものにしていきます。

三橋会長：環境省の外郭団体で、日本環境衛生センターがありますよね。

あそこは、こういう問題を専門にしていますけれど、日本環境衛生センターとのその話し合いはしているのですか。

川島次長：直接、日本環境衛生センターさんのほうには話はしていませんけれども、今回のこの計画づくりは、環境省などからのご意見をいただきながら検討しています。

三橋会長：はい、わかりました。
頑張ってください。

【報告③】（市川市衛生処理場の運営について：資料③）

では、この資料の③ 市川市衛生処理場の運営委託についてへ移ります。

田米開所長：はい。

市川市衛生処理場の運営委託についてご説明いたします。

まず、市川市衛生処理場は、下水道配管に接続されていない地域などからバキューム車により集められるし尿や、浄化槽汚泥を処理している施設となります。

なお、下水道が整備されている地域では、トイレや台所、風呂、洗濯などから出る生活排水は道路に埋設されています、下水道管を通して、菅野にある終末処理場や福栄にある江戸川左岸流域下水道処理場などに集められて、処理しています。

次に、施設の概要についてです。

バキューム車により衛生処理場に搬入されたし尿や浄化槽汚泥につきましては、主処理が行なわれまして、希釈水（薄める水）を使わずに、高濃度のまま微生物によって、し尿の中の汚れ物質である、BOD、アンモニアなどを分解処理したあと、微細な、ろ過膜（フィルター）に通すことにより、水と汚泥とに分けています。

水については、高度処理設備で赤潮などの原因とされています窒素・りんなどを除去し、処理水は二俣川へ放流しております。

また、処理によって生じる汚泥等の廃棄物は、脱水機で脱水し、クリーンセンターに運んで、焼却しています。

③番目のところの長期責任包括運営委託についてです。

市川市衛生処理場は、平成12年4月より稼働し、18年が経過したことから、施設の老朽化等に伴い、整備費の増加が見込まれることもございまして、平成27年度に運営方式検討業務委託を実施し、市直営で行うより、運転管理、

使用する薬品などの購入、補修や保守点検など、施設全般の運営を委託した方が、安定的かつ経済的に行え、財政の平準化が図れるとともに、民間資本力を活用して、施設整備面での安定的な整備を期待できるとの評価になりました。

包括運営委託事業者を選定するために、平成 29 年 4 月より公募型プロポーザルを実施いたしまして、同年 8 月に優先交渉権者の選定、同年 12 月に契約締結となりました。

概ね 4 か月間の引き継ぎ作業を行った後に、平成 30 年 4 月より 8 年間の包括運営委託が開始されました。

今後、市職員及び第 3 者機関に発注する予定のモニタリング等を通じて、適切に運営されているか評価していく予定となります。

なお、包括運営委託への移行による削減額といたしましては、8 年間で約 10 億円、単年度平均で約 1 億 2500 万円となり、削減率は約 20%となりました。8 年間の包括運営委託終了後につきましては、延命化工事を含めました包括運営委託を発注する予定となっております。

以上で衛生処理場の運営委託についての説明を終わります。

【報告③についての質疑応答】

三橋会長：市川市衛生処理場の運営委託について説明してもらいました。

何かご質問は、ありますか。

これはかなり専門的な話で技術上の様々な問題等があつて、民間委託にもつていったものです。

報告であつて、お聞きいただければいいのかなと思います。

よろしいですか。

鎌形委員：今日初めて、ごみ処理と災害のお話を聞きまして、災害の方の色んなことが起きた時に、心配になりました。

まず、廃棄物。

多分災害が起きると、衣類だとか食べ物だとかそういうのはどこへでも送ってくるわけです。

確保のほうも、市でしているのではないかと思います。

しかし、その後の処理がなかなかできないというのは、やはり住んでいる人たちにとっては、体の状況がどんどん悪くなっていくわけです。

だから、今この災害の処理の計画ができ始めていますけれども、大まかに、どこの土地が空いているのか、どこの地区は捨てられるのかとか、そういう指針をいただかないと、私たちは安心して暮らせないんじゃないかと思いま

す。

たまたま市川市に大きな災害がこない。

幸せなことだと思うんですけど、それだからといって何もしないというのはいけないと思うし、現実にあの状況を毎日毎日テレビで見えていますので、どうかもっと早く、例えばですね、私は建築関係でございますので、大きな建築屋さんの作業場というのは、大きいんです。

資材置き場というところですけど。

そういうところや、色んな農家の方もいらっしゃると思いますし、色んなところに、仮置き場をできるだけ早く確保していただきたいと思います。

それであとは人材です。

片づけとかする人も、それも市のほうで日頃から、そういうボランティアの人たちを集めておく、組織をつくっておく、自治会単位でつくっておく。

とにかくすぐに集まって、みんな暮らしが元に早く戻る体制にさせていただかないと安心して暮らせないなと思いました。

今日は初めてで、申し訳ございません。

以上でございます。

三橋会長：実行計画策定の中で、今のご意見も配慮して、市民が不安を感じないような内容に仕上げてください。

【事務連絡等】

それでは、次にその他に入りたいと思います。

峠越主幹：はい。

その他の報告事項になりますけれども、私からお伝えします。

平成30年度の6月議会におきまして、ごみの集積所に置かれたごみ袋に集まるカラスによって生ごみが飛散するなどの、いわゆるカラス被害というものがあります。

この対策を講じるために、「市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例」。が、議員発議により可決されております。

施行については、来年の1月1日からとなっております。

本日、配布資料はありませんが、この条例の目的につきましては、カラスに係る被害対策を事前に行い、被害の防止を図り、安全で安心して快適な生活を送ることができる環境の向上を目的としております。

また、この条例の運用の基本につきましては、カラス被害対策を、市と事業

者と市民等がそれぞれの役割と責務について認識して、相互に連携しカラス対策の推進をすることとしております。

市の役割といたしましては、カラス対策の指針というものを策定し、それに伴って、カラス被害を減らすための方策であるとか防止策を事業者や、市民の方々に協力してもらうような内容となっております。

市民の方々や事業者につきましては、自らがカラス被害を発生させないようにするとともに、市の施策にご協力いただくという内容です。

この三者の役割ということ踏まえまして、条例違反があった場合には、市から助言や支援、改善指導というものができる条例となっております。

また、集合住宅での集積所で発生した場合について、指導をして改善できないというような段階がありましたら、勧告などできる内容となっております。

この条例の詳細につきましては、今後、周知を図ってまいりたいと思います。

また、今後の審議会の開催につきましては、次回、市長から諮問を受けまして、市川市一般廃棄物処理基本計画（じゅんかんプラン 21）の改定について、皆さまにご審議をいただく予定でおります。

日程につきましては、再度、事務局からご連絡をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞご協力の程、よろしく願いいたします。

その他の事項としては以上でございます。

三橋会長：それでは、もう少しちょっと時間がありますので、私の方からひとつちょっと、問題提起させていただきます。

皆さんは、ごみ拾いについて、SNS を利用して活動しているピリカという団体をご存知ですか。

ピリカというのは、アイヌ語の、美しいとか綺麗だとか、そういうような意味だそうです。

私が事務局に検討、調査していただきたいのは、SNS を活用してごみ拾い運動を展開しているピリカ（株式会社兼一般社団法人）の活動です。

普通の市民が歩いていて、道端にペットボトルが落ちていたとします。

そのペットボトルをスマホで撮って拾って、処理する、ペットボトルを拾った自分の写真を撮って事務局に届けると、その個人の顔写真が事務局に保存されます。

また歩いていて、不法投棄されている家電類などを見つけると、その現場写真と、地図が自動的に把握されるので、こういうごみが今発生していますと例えば市川市に連絡すれば、ただちに担当部局が対応することもできるそうです。

スマホを使った草の根ベースのごみ拾い対策です。

2011年に京都大学の学生さんが考えてつくりだしたものです。
今、これまでのごみを拾った数が、7,500万個くらいになっています。
この方法で拾ったごみの数は、7,500万個を超えたようです。
市町村ベースでは、横浜市、東京都であれば港区、川崎市、群馬県の前橋市
ではすでにピリカを使ったごみ拾いを実施しているようです。
インターネットでも検索できますが、それだけの説明だとわかりづらいの
で、実際にこれを行っている自治体に、問合せみるといいと思います。
市川市でも、街を歩いている人がごみを拾って、それをスマホで「ごみと自
分の顔写真」を撮り、市役所に送信する。
そういうことをやると、頑張ると、ごみをどんどん拾ってくれる個人も、出
てくるかもわからない。
そうした個人の隠れた善行を市川市が表彰するなどすれば、ごみ拾いのイン
センティブにつながるでしょう。
市役所のどこかに、ごみ拾いに貢献してくれた人の顔写真を並べるとか、色
んな方法が考えられます。
市川市がこのシステムを導入して、一般の市民にごみ拾いの見える化、たと
えば、市役所にごみ拾いをした人たちの顔写真を展示するなどすれば、一般
市民のごみに対する関心を高めることが可能になるように思います。
今のところ、千葉県ではまだやっていないので、市川市が頑張るとやれば、
マスコミでも話題になるのかと思います。
研究してみてください。
市川市の循環型社会推進の新しい施策のひとつとして挑戦していただければ
と思います。

佐久間課長：ありがとうございます。

研究してみます。

【閉会】

三橋会長：それでは、本日に必要な審議は以上で終わりました。

以上をもちまして、第86回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会させていただきます。

(閉会：午前11時20分)